

# IASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

## 2015年5月に開催された保険契約に関する IASB会議の概要



2015年5月、IASBは、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、有配当契約の以下の主要な論点に関する教育セッションを開催しました。

- 変動手数料アプローチの適用
- 契約上のサービス・マージンの事後測定
- 間接連動の有配当契約
- 有配当契約に係る利息費用の表示

### 1. 変動手数料アプローチの適用

#### (1) 相互扶助

変動手数料アプローチは、有配当契約に基づく裏付資産のうち企業が保有する持分に関する見解の1つで、2015年3月のIASBボード会議において初めて紹介されました。変動手数料アプローチでは、企業は、有配当契約に基づいて裏付資産の価値に等しい金額から変動手数料を控除した金額を保険契約者に支払う義務を負っている、と考えられています。したがって、変動手数料アプローチのもとでは、有配当契約に基づく裏付資産の企業持分は、裏付資産から生じる経済的リターンの持分を示すのではなく、むしろ、サービスに対する変動手数料とみなされます。変動手数料アプローチは、一定の条件を満たす有配当契約にのみ適用することが望ましいとIASBは述べています。

2015年5月、IASBは、変動手数料アプローチの適用可能性を検討し、相互扶助 (mutualisation) という概念を導入することの是非や、相互扶助が履行キャッシュフロー及び契約上のサービス・マージンの測定に与える影響について議論しました。

IASBスタッフによれば、相互扶助は、契約条項において以下の点が特定される場合に生じます。

- 保険契約者が参加する裏付資産からのリターン。
- 保険契約者に最終的に支払われるリターンが、他の保険契約者に対する保証によって減額される可能性がある。

IASBスタッフは、相互扶助に関する損益は以下のように認識されると考えています。

- ある契約グループが損失になった場合でも、他の保険契約者が裏付資産の持分を減額することによって当該損失を負担するような場合には、当該損失が純損益に認識されることはない。
- 裏付資産が全体として当該損失を賄うのに十分でない場合にのみ、当該損失が純損益に認識される。

IASBメンバーの中には、相互扶助の要件に対する懸念を示す者や、また、相互扶助という概念を変動手数料アプローチが適用される契約についてのみ限定的に導入する必要性について疑問を呈する者もいました。教育セッションでは意思決定は行われていません。

## (2) 保険契約収益

変動手数料アプローチを適用する場合、保険契約収益の表示方法には、以下のアプローチが考えられます。

- 残存カバーに係る保険契約負債を区分表示
- 投資要素を除外
- 新契約費を調整
- 履行キャッシュフローと契約上のサービス・マージンを参照して保険契約収益を決定

IASBスタッフは、上記のうち、残存カバーに係る保険契約負債の区分表示と契約獲得費用の調整は、有配当契約ではない契約と同様であると考えています。投資要素は、直接連動の有配当契約の場合には重要な金額になる可能性があります。通常企業が明確に区分可能であるために複雑ではないと考えています。

教育セッションでは意思決定は行われていません。

## (3) 契約上のサービス・マージンの決定に係る移行規定

2014年10月、IASBは、有配当契約を除く契約について、以下を暫定的に決定しています。

- 遡及適用が実務上不可能 (IAS第8号において定義される) である場合を除き、原則として新しい保険契約に関する基準書を遡及適用する。
- 完全な遡及適用が実務上不可能である場合、簡素化された遡及アプローチを適用する。
- 完全な遡及適用も簡素化された遡及アプローチとともに適用が実務上不可能である場合、公正価値アプローチを適用する。

変動手数料アプローチが適用される契約については、将来のサービスに関連する見積りの変動だけではなく、サービスに対する変動手数料についても契約上のサービス・マージンが調整されます。財務諸表における比較年度の期首における契約上のサービス・マージンの金額を決定するためには過去情報が必要なため、変動手数料アプローチを適用する企業は、過去の各報告日における公正価値情報を記録していない場合には、完全な遡及適用も簡素化された遡及アプローチも実務上不可能であるとIASBスタッフは考えています。

そこでIASBスタッフは以下の2つのアプローチを提案しました。

- 変動手数料アプローチのための追加の簡素化規定を設けない。
- 変動手数料アプローチのための追加の簡素化規定を設ける。

教育セッションでは意思決定は行われていません。

#### (4) その他の包括利益累計額の決定

当期の簿価利回りアプローチを適用する場合、財務諸表における比較年度の期首におけるその他の包括利益累計額を決定するために過去情報が必要となります。IASBスタッフは、企業が遡及期間に純損益に認識された利息費用の価値を見積らなければならないため、過去情報の利用は実務上不可能であると考えています。

そこでIASBスタッフは、新しい保険契約に関する基準書への移行日において、その他の包括利益累計額を概算するための簡素化を提案しました。

教育セッションでは意思決定は行われていません。

## 2. 契約上のサービス・マージンの事後測定

当初認識時においては、契約上のサービス・マージンは、一般的な保険契約の測定モデルでも、変動手数料アプローチでも差は生じません。しかしながら、事後測定において、以下のような差が生じます。

	一般モデル	変動手数料アプローチ
契約上のサービス・マージンの調整に使用される金利	当初認識時の金利	見積変更時の金利
契約上のサービス・マージンに係る利息費用の測定に使用される金利	当初認識時の金利	現在の金利
上記の結果、契約上のサービス・マージンの残高が反映する金利	当初認識時の金利	金利の変動

一部には、過去の決定を修正して、すべての契約について、契約上のサービス・マージンの調整の決定及び契約上のサービス・マージンに係る利息計上について現在の金利を使用すべきであると主張する人もいます。

そこでIASBスタッフは、現在の金利を使用することによる利点と欠点を検討し、IASBメンバーにコメントを求めました。IASBメンバーの1人は、現在の金利の使用を強く支持しましたが、その他のメンバーは、当初認識時の金利も現在の金利もどちらも概念的には賛否両論があることを認めています。教育セッションでは意思決定は行われていません。

### 3. 間接連動の有配当契約

#### (1) 契約上のサービス・マージンの事後測定

間接連動の有配当契約は、資産のリターンによって変動するキャッシュフローを有していますが、裏付資産のリターンから変動手数料を控除した金額を保険契約者に支払う義務は負っていません。したがって、変動手数料アプローチではなく、有配当契約以外の契約に適用される一般的な測定アプローチを適用することになります。

一般的な測定アプローチのもとでは、間接連動の有配当契約は、当初認識時において将来キャッシュフローを資産のリターンへの依存度を反映した割引率で割り引いて測定されます。当初認識後において資産のリターンの変動に応じて変更された見積りキャッシュフロー及び割引率の変動は、純損益またはその他の包括利益に認識されます。ただし、企業の裁量によって参加割合が変更された場合、サービス対価の見積りに影響するため、企業はサービス対価の見積りの変更を以下のいずれかとして認識することになります。

- 将来サービスの修正として契約上のサービス・マージンを修正
- 現在及び過去の期間のサービスとして即時純損益計上

数名のIASBメンバーが、企業の裁量の定義付けを明確化すべきと考えました。教育セッションでは意思決定は行われていません。

#### (2) その他の包括利益に計上する利息費用

公開草案において提案されたミラーリング・アプローチは、保険契約のキャッシュフローのうち、裏付資産のリターンに応じて変動するキャッシュフローと変動しないキャッシュフローを区別し、それぞれに異なる割引率を適用することを提案していました。これに対し、キャッシュフローを分解し、異なる割引率を使用することは実務上困難であり、コストがかかるというコメントが多数寄せられました。そこで、IASBは過去の会議において、当期簿価利回りアプローチ(保険契約負債に係る利息費用を、裏付資産の純損益において報告される投資収益と同額とする)を検討することを決定しています。

また、2015年3月の教育セッションにおいて、IASBスタッフは、当期簿価利回りアプローチは、経済的ミスマッチの可能性がない場合にのみ適用することを提案しました。結果として、当期簿価利回りアプローチの適用要件を満たさない契約の利息費用の決定方法が課題として残されました。

2015年5月の教育セッションでは、IASBスタッフは、間接連動の有配当契約について、純損益またはその他の包括利益に計上される利息費用の決定のために、実効利回りアプローチのうち平準法を適用することを提案しました。

IASBメンバーの1人は、理解可能性や結果の適切性を理由に、予想予定利率法が好ましいのではないかとコメントしています。教育セッションでは意思決定は行われていません。

### 4. 利息費用の表示に関する会計方針の選択

#### (1) 割引率の変動に伴う影響の純損益またはその他の包括利益での表示

2014年3月、IASBは、有配当契約以外の契約について、割引率の変動による影響を純損益またはその他の包括利益に表示するという会計方針の選択を認めることを暫定的に決定しました。IASBは、変動手数料アプローチが適用される直接的な有配当契約については当期簿価利回りアプローチを適用し、その他の有配当契約については実効利回りアプローチを適用することを検討中ですが、上記の選択を有配当契約にまで拡大すべきかが論点となります。

IASBスタッフは、当期簿価利回りアプローチの適用要件を満たす契約について、純損益に表示する利息費用の測定に用いる割引率の決定方法を、以下のいずれとするかを会計方針として選択することを提案しています。

- 当期簿価利回りアプローチ
- 実効利回りアプローチ
- 現在の割引率

また、IASBスタッフは、実効利回りアプローチが適用される契約について、利息費用を純損益またはその他の包括利益に表示する会計方針の選択を認めることを提案しています。

IASBメンバーの中には、多数の選択肢を認めることについて懸念を示す者がいました。教育セッションでは意思決定は行われていません。

## 5. IFRS第9号と保険契約プロジェクトの相互関係

2015年3月の会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)の会議の場で、EFRAGの代表は、IASBに対して、保険契約を発行する企業に対してIFRS第9号の適用延期を認めないという立場を改めることを要請しました。EFRAGは、2015年5月のエンドースメント・アドバイスのドラフトにおいて、欧州議会がIASBに対して、保険事業については、IFRS第9号の適用日を延期し、保険契約に関する基準書の適用日と一致させることを提案するように求めています。

IASBスタッフは、新しい保険契約に関する基準書に先立ってIFRS第9号が適用されることによる潜在的な影響について、引き続き観察し、IASBメンバーに対してアップデート情報を提供する予定です。

2名のIASBメンバーは、以下が不明確であり、詳細な情報が必要であると強調しました。

- 当該問題の性質と大きさ
- どのタイプの契約が関連する問題なのか
- 現行のIFRS第4号の選択肢(例えば:シャドウ・アカウンティング)を考慮した検討は実施済みか

教育セッションでは意思決定は行われていません。

## 6. 今後のスケジュール

IASBは、2015年の残りの期間で、直接連動及び間接連動の有配当契約を含む残りの論点について審議する予定です。新しい保険会計に関する基準書の適用日に関する議論は、他の論点の審議が終了した後で再審議されます。最終基準書が2015年中に公表される可能性はもはやありません。

---

## 編集・発行

**有限責任 あずさ監査法人**  
**IFRSアドバイザリー室**  
**ファイナンシャルサービス本部**

[azsa-ifrs@jp.kpmg.com](mailto:azsa-ifrs@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.